

## 合法木材モニタリング実施指針（案）

## 1. 目的

合法木材の証明を行っている事業者の取り組みを、当該事業者の認定を行った団体がモニタリングを行う際の実施方法及びその結果も踏まえた対応について取りまとめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月）に則して行われる合法証明の信頼性・透明性の確保・向上を図る。

## 2. モニタリングの種類

モニタリングは、次の方法によって行う。

- (1) 書面調査
- (2) 現場検査

## 3. モニタリングの実施の方法

## (1) 書面調査

書面調査は、認定団体が開催する認定事業者研修の際に、参加した認定事業者を対象とするなどの方法により、認定団体が認定する全認定事業者に対して実施する。

## (2) 現場検査

現場検査は、毎年度に実施する合法木材取扱実績報告を基に、前年度に取扱実績のあった認定事業者のうち 10%以上を対象に、認定団体が実施する。

なお、認定事業者が多く、また、認定事業者の所在が広範にわたる場合は、各地域に所在する支部等に依頼して実施すること、また、地域を区切って、順次、地域ごとに実施することも可能とする。

## 4. 合法木材モニタリングの内容

## (1) 書面調査

- 1) 合法木材取扱の方針
- 2) 調達相手先が合法木材供給事業者であることの確認の状況
- 3) 調達の際の合法木材であることの確認の状況
- 4) 供給の際の合法木材であることの証明の状況
- 5) 分別管理の状況
- 6) 文書管理の状況
- 7) 認定事業者研修への参加の状況

## (2) 現場検査

- 1) 調達相手先が合法木材供給事業者であることの確認の状況
- 2) 調達の際の合法木材であることの確認の状況

- 3) 供給の際の合法木材であることを明らかにした伝票等の発行の状況
- 4) 分別管理方針書の制定と分別管理責任者の選任
- 5) 分別管理方針書に従った分別管理の状況
- 6) 分別管理責任者の活動状況
- 7) 文書管理方針書の制定と文書管理責任者の選任
- 8) 文書管理方針書に従った文書管理の状況
- 9) 文書管理責任者の活動状況
- 10) 認定事業者研修への参加の状況

## 5. モニタリング結果を踏まえた対応

### (1) 結果の公表及び関係書類等の保管

モニタリングの結果は、実施した認定団体がホームページ等で一般に公表するとともに、関係書類等を開示できるように行って期間保存する。

### (2) 是正措置の要求

モニタリングによって認定事業者に「木材・木製品の合法性・持続可能性のためのガイドライン」(平成18年2月)から逸脱した行為のあることが判明した場合には、認定団体は当該認定事業者に対して是正を要求し、後日その結果の確認を行う。

また、認定団体が認定事業者に対して是正措置を繰り返して要求したにも拘らず、認定事業者が適切な措置を講じない場合には、認定団体は認定を取り消すものとする。